

これからの 生活困窮者支援 を考える セミナー



2018年5月31日開催
於 松本市浅間温泉文化センター

国では生活困窮者自立支援法の施行3年後の見直しのため、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を設置して、これまでの成果と今後に向けた事業の拡充・見直しの方針をまとめました。そして、この部会の報告書の内容を踏まえ、生活困窮者自立支援の一層の促進を図るため、生活困窮者自立支援法の一部改正を行いました。

本セミナーでは、生活困窮者自立支援制度の改正の概要及びそこに込められた意味を学び、これからの生活困窮者支援の目指すべき方向性と、そのための歩みを考えました。

*登壇者の所属・職名等はフォーラム開催日当時



まいさぽ支援員、社協、行政など福祉関係者等
250人余りが参加し、意見を出し合いました。

P.2 ①基調講演Ⅰ

生活困窮者自立支援制度の 見直しについて

講師 鎬木 奈津子 氏 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官

P.6 ②基調講演Ⅱ

地域共生社会の実現に向けた 生活困窮者自立支援への期待

講師 宮本 太郎 氏 中央大学法学部教授／社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会長

P.10 フロア
ディスカッション

これからの生活困窮者支援について考える

登壇者 宮本 太郎 氏 鎬木 奈津子 氏 進行 長野県社会福祉協議会機会

P.12 参加者の声

セミナーを振り返って



生活困窮者自立支援制度の 見直しについて

かぶらき
 鈴木奈津子氏

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
 生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官

生活困窮者自立支援法の見直し、改正は施行2年目から論点整理の検討会がはじまり、昨年度は、社会保障審議会の生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下、社会保障審議会）で改正の法案の議論が進められ、通常国会の中で議論しているという流れになっています。

21世紀の福祉社会が 目指すべき挑戦的な制度

今年3月から衆議院で議論が始まり、4月24日の衆議院の厚生労働委員会で参考人質疑が行われました。この中で早稲田大学の菊池馨実先生に加わって頂き、意見陳述をしていただきました。そのとき印象に残る言葉を話してくださいだったので、最初にその一部をご紹介します。

「伝統的に社会保障は、一つには困窮の原因となるべき一定の社会的事故ないし要保障事由の発生に際してなされる、二つ目に所得の保障ないし経済保障を中核として捉えられてきたわけであり、社会保障の伝統的な理解に対して、その限界が明らかになってまいりました。（略）」

これに対して、最近では、社会的排除に対する社会的包摂が重要であるこ

とが広く認識されるに至っております。こうした社会的包摂策により、稼働能力がある場合には、最終的に雇用労働につくことを通じて、生計の維持とともに自己実現を図るための基盤を確保することが可能となっております。

また、雇用労働に至らなくとも、中間的就労などを含む社会的活動を通じて社会とのつながりを確保し、社会の一員であることの自尊の感覚を持つことが可能となつてまいります。」

菊池先生は、自立と尊厳の確保がこの法律の理念であり、そしてそれを実現しようとする形に非常に共感してくださっていると思いました。

「生活困窮者自立支援法による相談支援は、従来の社会保障制度の所得再分配メカニズムを通じて、経済的貧困への対応が一定程度図られた後、そうした国家レベルでの対応の網の目からこぼれ落ちた人々の困窮に対し、地方レベルで、個々人のニーズに合わせてオーダーメイドで支援していくための画期的な仕組みとして評価でき、それは戦後日本の社会保障の歴史的到達点と位置づけられるものであります。」



鈴木奈津子氏。緩和ケア、医療ソーシャルワークなどを専門に社会政策や福祉経営を研究。上智大学総合人間科学部社会福祉学科助教、カリタス女子短期大学非常勤講師などを経て、2014年から生活困窮者自立支援法の施行に携わり、事業者養成研修も担当。

つまり、生活困窮者自立支援制度は、

人々が能動的、主体的に生きていくための積極的な社会的な支援と、社会的孤立という非常に見えにくくものに挑戦した新しい法律であると、私自身強く感じました。

それをセオリー通り実施するのではなく、自治体、そして地域の中で取り組んでいくことが、これからの社会保障に新しい風を吹き込むものになっていくことを国会の場で説明いただいたものと理解しています。

制度見直しの3つの観点

それでは、法改正に至るまでの生活困窮者自立支援制度の歩みをいくつかの観点から振り返りたいと思います。

1 「断らない支援」で生活困窮者の存在を見える化

まず一つ目は、この法律の見直しで大きな観点となったのが、「断らない支援」です。これがやはり生活困窮者という存在を見える化したのではないかと、いうことです。

これまで生活困窮者として見えにくかった人、支援が届かなかった多くの人たちにこの制度を通じて支援をすることができるようになりました。それはやはり「断らない支援」というところに、大きな意味があったと思います。そこから見えてきたのが、地域社会からの孤立で、生活困窮者の定義として地域社会との関係性を条文で書き加えています。

2 「支援会議」を新設し 情報を共有

では、どのようにして支援を届けていくことが一番効果的なのか。これまでの支援実績を通してみると、この制度の必須事業や任意事業を単体で行うのではなく、いろいろな機関とつながりながら支援をしていく方が、効果的です。やはり、いろんな関係機関や関係者としてしっかりと必要ときに必要な形で情報を共有していくことが支援において非常に重要だということです。

*社会保障審議会の生活困窮者自立支援及び生活保護部会 生活困窮者自立支援法の可能性をさらに引き出し、生活困窮者の地域参加や活躍を広げ、生活保護制度の見直しも一体的にすすめるために、2017年5月に設置された社会保障審議会の専門部会。中央大学法学部教授の宮本太郎氏を部会長に、これまで11回開催し、昨年11月に制度の見直しに関する論点整理を取りまとめた。

ところが、現在の法の枠組みの中では、生活困窮が疑われるような場合でも、本人に同意をしていただかないと、支援者間で内容を共有したり、議論したり、支援の方向性を考えたりしていくことができないという枠組みになっています。

そこで、今回の改正で「支援会議」を新たに新設し、関係者が気になる人に対して本人の同意がなくても、情報共有が可能となるしくみをつくっています。構成員に対して守秘義務をかけることで、その中においてのみ情報共有をしていくという仕組みです。

どのように支援を届けるかという点に対して、いろんな機関連携や情報の共有が必要であることから守秘義務をかけた支援会議の創設ということを法案の中に盛り込みました。

3 任意事業のやいなる推進

今回の改正の議論では、4つの任意事業をさらに推進していくことも大きな観点になりました。これは3年間にわたる支援の実績の中で任意事業も非常に効果があり、有効性があることがわかってきたからです。

まず、家計相談事業の支援実績を見ると、この法律を施行した当初よりも非常に有効性が高いということが見えてきました。

自立相談支援事業の中で、例えば相談者からの話を聞いて本人の家計の状況を把握したり、必要なアドバイスをするといった支援は実施されていま

す。ただ、もう少し専門性が上がった支援となったとたんに、やはりなかなか実施できていないという結果がありました。

家計相談事業では、例として、一カ月単位の家計の状況を把握してアドバイスをする、家計表から具体的な収入目標を設定して就職や転職の支援をする、数年先のキャッシュフロー表を作成して長期的な返済計画・将来のライフプランなどを見据えた支援をするコトなどにより、支援の効果が見えてきています。

次に就労準備支援事業による効果も実態から見えてきたものが様々ありました。

これまでの日常生活の中では、自分は誰かの役に立ち、自分の存在意義を認識できなかった人たちが、「働くことで社会に参加し自分は頼りにされている」「人の役に立てるんだ」といった実感を就労準備支援事業の中で持った」という言葉を非常に多く聞きますが、そのことを実感できるのは、この事業の効果であり、大きなポイントではないかと考えています。

こうした効果の一方で、取り組みは地域ごとにばらつきがあり、まだまだ十分に進んでいないところもあるのが現状です。

生活困窮者に対する

包括的な支援体制の強化 5つのポイント

こうした様々な議論の中で今回の法

改正になったわけですが、改正の中身を一つずつ確認していきますが、全体を通じて、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」が、大きな柱立になっています。

1 基本理念・定義の明確化

包括的な支援体制を強化していくにあたって、まず一つ目のポイントが、基本理念・定義の明確化です。

昨年度の社会保障審議会の中でも、基本理念と定義が法律の土台になるものであるとともに、この制度はいろんな関係機関とつながり、連携をはかることによって、始めて機能して動き出す制度であることが議論されました。

そこでは、「この制度はこういった理念、定義のもとでやっているんです、ということを経営にしっかりと書き込んでもらわないと、関係機関に対して自信を持って伝えていくことができない」という意見をいただき、理念、定義の共有化を図り、適切かつ効果的な支援を展開していくために、条文の中に盛り込んでいきます。

改正案を見てみます。

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括かつ早期に行われなければならない。

この短い条文の中にはかなりたくさんメッセージが込められています。

特に「孤立」という言葉が入ってきました。

生活困窮者自立支援制度の理念として、尊厳の保持をしながら、地域社会からの孤立などへの対応を、包括かつ早期に行うといったメッセージをこの条文の中に込めて書いています。

第二条二項で、生活困窮者支援を通じて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの視点を入れ込んでいます。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

次に定義ですが、条文を書き加えたものになっています。

(定義)

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなるおそれのある者という。

これは生活困窮に陥る背景要因をしっかりと明記することによって、生活困窮の対象者をより明確にわかりやすくすることを狙いとしています。

今までのいわゆる「断らない支援」を変えるのではなくて、これまでの定義ではなかなか読み取れなかった地域からの孤立の問題とか就労、心身の

*厚生労働委員会 2018年4月24日に開かれた第196回国会の厚生労働委員会。生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案と生活保護法等の一部を改正する法律案を審議した。社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会委員である早稲田大学大学院法学研究科長の菊池馨実氏が参考人として意見陳述を行った。

状況といった背景要因を書き込むことによって、生活困窮者の状態像をよりわかるものにしていくという目的により書き加えられています。

2 自立相談支援事業等の利用勸奨の努力義務の創設

二つ目は、第八条です。事業実施自治体の各部署において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勸奨を行うことを努力義務化しました。

(利用勸奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勸奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

こちらは当たり前ではないかと思うかもしれませんが、これまで法律の中には盛り込んでいなかった内容です。関係部局の連携強化によりこれまで窓口につながっていなかった生活困窮者の方を確実につなげ、適切な支援をしていくために必要であるということから設けたものです。

3 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

さきほどの法改正の観点でご説明した支援会議の新設です、改正法案

の第九条になります。

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他関係者により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 (略)

ここでは、支援調整会議と同じようにどのようなメンバーを構成員にするかということは、各自治体において適切な方を選んでいただくことになっていきます。

支援会議は、生活困窮者に対する支援に関する必要な情報交換や支援体制

に関する検討を行うものとするとしており、あくまで検討を行う場として機能していくものです。

4 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

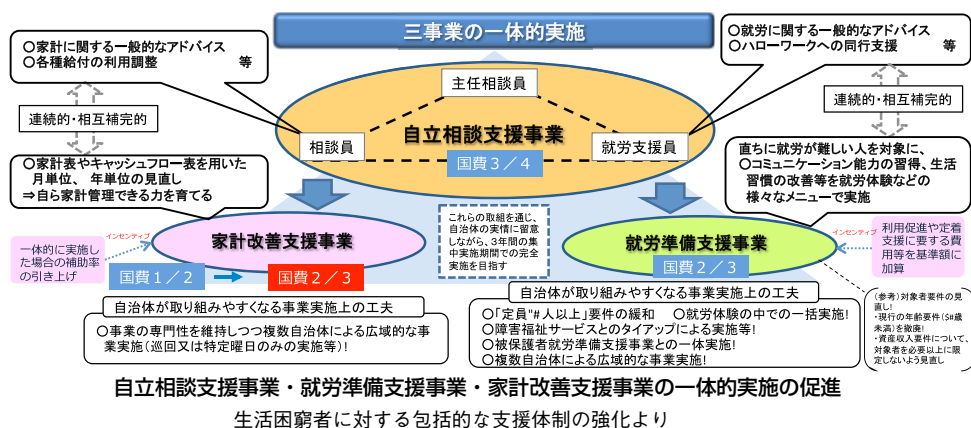
任意事業の効果を見てきたなかで、自立相談支援と家計相談、就労準備支援を一体的に実施していくことが望ましいとの社会保障審議会におけるご意見を踏まえて検討してきました。

なにもをもって一体的な実施というのは、今は今後、ガイドラインなどの中で示していく方向ですが、同じ場所にあるから一体的実施というのではなく、離れた場所にあったとしても、しっかりと連携する体制や情報を共有し合う関係性ができていけば、一体的実施として認めていくことになります。

また、例えば人口規模の少ない自治体などにおいては、任意事業の共同実施を行うなどの取り組みを通じて三事業の一体的実施に努めていただきたいということです。

5 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

現在国が実施している相談支援員等の研修は、2020年度をめどに国から都道府県に実施主体を移管することになっていきます。それに伴い、今回、第十条として、都道府県の主導の研修



自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化より

事業の実施体制の整備を推進していくことが明記されました。

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金

の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他事業
2 (略)

「支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業」では、市、圏域を超えて、経験豊富な支援員からのスーパービジョンの実施、支援困難事例を支えるバックアップの機能をつくるようなイメージです。平たく言うとケース検討を行うとか、支援員が困った課題を吸い上げる機能、仕組みを作っていくといったことも都道府県の努力義務としました。

つまり、広域の自治体において研修の実施とともに、支援に従事していく中で抱えてしまう困りごとなどをしっかりと拾い上げていくということになります。

本日のセミナーのような、地域を超えて、いろんな関係者がしっかりと集い、話し合ったり悩みを打ち明けたり、情報を共有し合うような場をしっかりと設けることを都道府県の努力義務として法律の中に明記しました。

ちなみに2020年度以降の都道府県での研修の実施にあたり、次の3件は要件にしたいと思います。

- ①参加型の研修の様式を取り入れる
- ②研修企画チームをつくる
- ③制度の理念と基本姿勢を伝える

研修の実施にあたって工夫していた点、この制度の担当者だけに限定するのではなく、他に行われている研修と併せて一体的に実施して

ください。たとえば生活保護のケースワーカーを対象にした研修の一部と一緒に開催するなど、困窮者支援の新しいマインドをほかの職種にも広げていただきたいと思います。

「地域共生社会の実現」の観点から、生活困窮、介護、障がいといった福祉分野だけではなく、地域おこし、まちづくりの関係者も、研修ではないにしても「ときどきよかったら参加してください」とアナウンスし、何らかの形で関わってもらうことも効果的だと思います。

6 任意事業の拡充

法改正では、一時生活支援事業の機能の拡充や子どもの学習支援事業などの強化をはかることも盛り込みました。

一時生活支援事業の強化

改正案の第三条六項では二号として、一時生活支援事業をすでに利用している方、あるいは今の住まいを失ってしまう恐れのある方で地域から孤立しているような状況の方に対して、訪問による見守り、生活支援、日常生活を営むのに必要な支援をすることなどを新たに追加しています。

第三条

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 (略)

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚

生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

イ 前号に掲げる事業を利用して生活困窮者であつて、現に一定の住居を有するもの

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であつて、地域社会から孤立しているもの

これは、支援を必要とする方同士をつながりや地域住民とのつながりをつくるといった互助のしくみで、地域で継続的・安定的に居住を確保できるような体制づくりを、一時生活支援事業の機能の中に盛り込んだのが、今回の改正です。

子どもの学習支援事業の強化

子どもの学習支援事業を強化していくことも盛り込みました。すでに実施されている方には当たり前と思われるかもしれませんが、家の中で生活習慣を身につける環境がないとか、親御さんが生活が忙しくなかなか子どもに対して関わりをもつことができず関係が希薄になってしまっているといった課題について、「子どもの学習・生活支援」事業として関係機関と連携しながら助言やサポートする内容にしました。

もう一つ、教育や就労に対しての支援なども学習支援の中に入れていま

す。進路を考えるきっかけに資する事業を実施するとか、進路後の話に対して耳を傾けるようなサポートをすると言ったようなことも子どもの学習・生活支援になります。

生活保護受給中における家計相談支援事業

もう一つ、家計相談支援事業は、現在は生活困窮者自立支援制度の中で実施している事業ですけれども、生活保護受給者の方に対しても家計相談支援ができるようになります。

この事業は、生活保護の中の自立支援プログラムの中で実施することになったっており、生活保護の廃止が見込まれる方が対象です。生活保護受給中から、保護の廃止に伴い必要となる費用を見据えて家計を適切に管理できるようにするもので、保護を廃止したあとに生活に困窮することを防ぐことをま

ず目的として実施していこうというものです。生活困窮者自立支援法に基づく家計相談を実施している場合には、実施の事業者と一体的に実施していただくというようお願いしています。

今回はこうした形で生活困窮者自立支援法を改正しましたが、条文に縛られるのではなく、これまで以上にいろんな機関と連携したり、支援を充実していくことにつながっていくと考えております。

地域共生社会の実現に向けた生活困窮者自立支援への期待

宮本 太郎氏
 中央大学法学部教授
 社会保障審議会生活困窮者自立支援
 及び生活保護部会長

地域社会が持続困難になりつつあるなかで、「地域共生社会」というビジョンが盛んに唱えられるようになっていきます。共生という言葉がなぜあらためて打ち出されるようになったのか。その関連で、生活困窮者自立支援制度について考えていきたいと思います。

少子高齢化のなかでの困窮問題

少子高齢化という言葉は耳にタコができるほど聞いているわけですが、これも、これが私たちの地域での支え合いとどういう意味があるのかというと、なかなか大変なことになっています。

高齢世帯の単身化と低所得化が進行し、特に男性の場合は、孤立の問題がより深刻になってきます。困窮と孤立、そして介護と健康等、生活上のいろいろなストレスが折り重なって、人生100年時代と言われても、それが幸福として受け止められない。

一方、これまで高齢世代を支えるとみなされていた現役世代は、雇用の劣化による低所得化と未婚化が広がっています。若年層では貧困率の上昇が深刻で、非正規雇用の増大により、生産性の高い仕事で支える力を発揮できない若者が増えています。

さらに女性は子どもを産むときに、6割以上が仕事から離れざるを得ず、女性の貧困、子どもの貧困につながっています。定職に就けず引きこもった子が親の介護を引き受ける世代となり、現役時代の困難がそのまま高齢世代に増幅されて立ちほだかっているという状況もあります。

社会保障や年金が高齢世代に集中してしまつて現役世代が放っておかれるという世代間対立をおおるような議論もありますが、もうそんな時代ではありません。「支える側」「支えられる側」に両方とも困難が一体化しているので

地域の支え合いが困難に

「支える」「支えられる」という言い方をしましたけれども、実はこれまで「支える」側も支えられていたんですね。現役世代が元気でいることができたのは、容易につぶれない会社があった。家に帰れば専業主婦の奥さんがいたりして育児、介護を引き受けてくれた。お父さん自身がつぶれない会社と妻に支えられていた。女性は女性で男性の稼ぎが安定していたから扶養される条件がありました。

それが今は、こうした「支える側」

が仕事に就いて力を発揮したり、結婚して家族で支え合うこと自体が容易でなくなってきたしまいました。

現役世代と高齢世代の比率が1対1になることを肩車型といいますが、現役世代が倒れてしまつていきます。1対1になっていないわけです。肩車どころか、これはもう重量挙げです。

現役世代が数の上で減少しているだけでなく、経済的に弱体化し、社会に孤立する人々が増えている。高齢世代など「支えられる側」と見なされてきた層が膨らむなかで、中間層が解体し、地域を支える力が弱まっているのです。

こうした中で頑張つて支えよと言われても到底無理な話で、「支える」「支えられる」という二分法ではなく、「支える側」をどう支え直すか。長寿社会は良いことだと思いますが、高齢者が頑張るためにも「支える」側も支え直さなければなりません。

ここで「地域共生」という問題が浮上してくるのです。



宮本太郎氏。中央大学法学部教授。中央大学大学院法学研究科博士課程修了。ストックホルム大学客員研究員、北海道大学法学部教授などを経て、2013年より現職。政治学、福祉政治論専攻。政治学博士。内閣府参与、総務省顧問、社会保障制度改革国民会議委員などを歴任。著書に『転げ落ちない社会：困窮と孤立をふせぐ制度戦略』（勁草書房 2017年）、『共生保障（支え合い）の戦略』（岩波新書 2017年）など多数。

生活保護をめぐる受給層・被受給層の断層

グローバル景気による所得の伸びと生活の苦しさの関係をグラフにしたいわゆる「象の鼻」の理論（図）では、先進国の中間層が一番厳しいという分析があります。この象の鼻の形は日本の国内でも出現し同じような試練が観察されてきます。どうして厳しいかというと、雇用が不安定だからです。

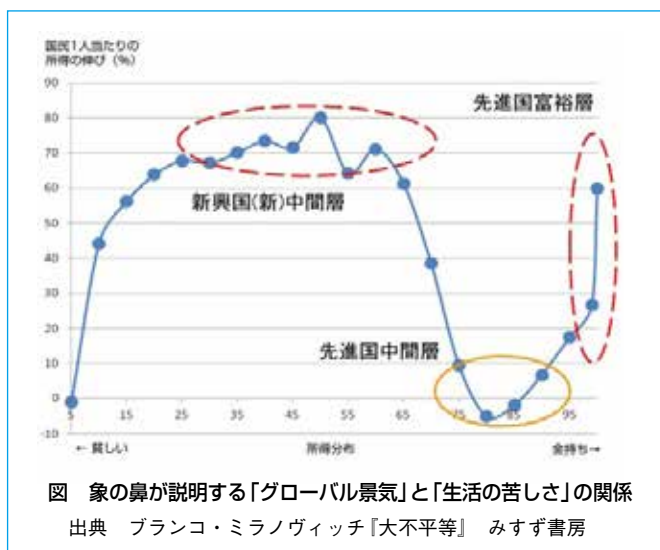
そうした中で、日本は生活保護制度が恵まれていると言われますが、国際比較で見ると、公的扶助は先進国の中で決して高いわけではありません。日本は社会保険を国が支援してくれるけれども、公的扶助がどうしても

*「象の鼻」の理論 図を参照。世界の最貧層から富裕層を横軸に並べ、1988年から2008年までの20年間にそれぞれの人の所得がどれだけ伸びたかを縦軸に示したグラフ。鼻を持ち上げた象の姿に似ていることから、「エレファントカーブ」と呼ばれる。フランス出身の経済学者ブランコ・ミラノヴィッチが発表。象の頭の部分＝中国・インドなど新興国のグローバル中間層と、鼻の先の部分＝欧米日など先進国の超富裕層の所得が伸びているのに対して、象の鼻が地面について垂れている部分＝先進国の中間層の所得が停滞していることを示している。

抑制される傾向があり、結果的に公的扶助を受けている人の割合が非常に少ないです。

他の国に比べてはつきりした特徴というのは、最低賃金の低さと最低水準の年金が団子状態になっているのが日本です。最低賃金が低い、高齢層は年金が安い、その上、医療費は高くなる。そうになると、生活保護を受給してない低所得世帯がどんどん膨らみ、高齢化して病気がちになって、医療扶助が基本的についてきて、生活保護受給層との緊張関係というものが当然出てきます。

本来は最低賃金を上げようと国もしてきたけれども、それがなかなか実行されないまま、こうした緊張関係の中で、どうしても生活保護の基準引き下



げ圧力がかかり、実はこれが回り回って生活保護を受給していない低所得世帯も不利を被っていくことになります。

他の支援制度の適用基準は、生活保護基準を指標としています。基準を引き下げられると、たとえば生活保護を受給していないけれども就学援助を受けている低所得世帯もたくさんいるわけで、即ダメージを受けます。間接的には住民税非課税基準の引き下げで課税の対象となり、いろんな形で、またダメージを受けるといふ負のスパイラルになりかねません。

これをどう解決していくのか。生活困窮者支援制度はこうした状況に対処していくための道具の一つとしてつくられました。

これまでの福祉、これからの福祉

これまでの福祉というのは、生活保護の原則を中心に対応し、縦割りの制度の中の手続きに沿って保護するもの、というものでした。どうして保護するのか、障がい、困窮、高齢といった困難の基準をはっきりさせています。その方が納税者、住民の理解も得やすい。

しかし、縦割りの制度で「困難がはっきりしてから来なさい。貯金があるから全部使ってから来なさい」みたいな

感じでは、特に支える側の力を発揮できるような支え直すを考えたときに、地域にとってはマイナスイメージです。

一人ひとりが抱えている困難というのは縦割り制度で分別収集できる困難ではありません。介護に時間がとられて、雇用形態が非正規になって、子どもの発達障がいがわかって、家賃を払いきれなくなって……と、介護、子育て、就労、居住の問題が次々と折り重なって絡み合って一人一人が困難になる。その困難の絡み合い方は一人一人異なる。当たり前ですよね。

しかし、元気になるためにはその絡み合った困難を解きほぐさなければならぬのに、それを縦割りではできない。これが生活困窮者自立支援制度が問いかけた問題です。

これからの福祉は、早い段階で、包括的支援により、いかにみんなが元気になるかにかかっているのです。

銚子市のひとり親世帯の事件

2014年に千葉県銚子市で公営住宅の強制立ち退きの日に母親が無理心中をはかり、子どもを死なせる事件がありました。

この事件では、市の保険年金課、福祉課、子育て支援課と言った多様な部署が関わっていたにもかかわらず、相互の連絡はほとんどありませんでした。どこもこの母親が抱えている困難というのは全体として見ていなかった。なぜならば全部縦割りの制度で、それぞれの角度からしか把握していな

かったからです。

働けないわけではない。でもこの働き方では親子が生きていくことには多様な困難がある。今、地域で同じような状況にある人たちが多くいます。

ところがこれまでの制度は、まず、働く世帯と働けない世帯とはっきり分け、分別収集し、それを納税者・住民に向かって説明がつくかたちで認定する。そういうしくみです。

こうした中で、「支えられる側」のための既存の制度に対応しきれない狭間のニーズがあり、制度の「間」に落ち込んだ困難が、当たり前になってしまっていました。

「福祉の縦割り・雇用との断絶」をどうするか。生活困窮者自立支援制度とは、この状況にまずくさびを打ち込もうという制度だったんです。

生活困窮者自立支援制度の意義と現状

生活困窮者自立支援制度は、自立相談支援とそれ以外の就労準備支援・就労訓練、家計改善支援、子どもの学習生活支援、一時生活支援という一つの必須事業と4つの事業がパッケージのようになっていますが、それは違います。それでは制度の意味がわからなくなってしまう。

この制度は、日本の雇用、福祉の問題に対して、まず一つは縦割りの制度に横串を刺し、複合的に対応をしようというものです。

しかし、今、地域では先ほど申し上げ

*銚子市のひとり親世帯の事件 この事件では、市の住宅局は、公営住宅を所管する以上、低所得者の状況に配慮するべきであったが、この世帯を家賃未納世帯としてしか扱わず、明け渡し訴訟を提起。立ち退き命令が母親を決定的に追い詰めたともいえる。他方で、この母親の裁判を傍聴した人の話によると、この母親もネット上ではむしろ充実した生活を装い、その発信が終わるそばから、自殺サイトの検索などを重ねていたという。

げた背景の下、病的な困難を抱えて頑張ろうにも頑張れることが簡単にいかない人たちがどんどん増えています。貧困という病いは水面下で簡単に伝播していく。特に子どもたちには伝播の速度も速い。手をこまねいているわけにはいかないということ。制度が立ち上がったわけです。

ところが現実には地域が必要としている制度であるけれども、これまでの生活保障、雇用や福祉についての考え方が首長さんの認識とはずれている場合もあって、一気呵成にこの制度がフル回転を始めているとは言いがたいのです。

現実問題として、首長さんが音頭をとらなければなかなかこういう制度に横串を刺すという動きは出てきません。生活保障をめぐるプラスアルファの制度ができました。ああそうですかという程度。多くの場合、高齢者の介護問題は票につながるが、生活保障などを下手に応援すると納税者、有権者の住民の反感を買いかねないと思ってしまう。

制度施行後3年間での新規受付件数は約●件、約●件について支援プランが作成され、そのうち●割が就労、あるいは増収につながったとされています。関係機関の数と相談件数の関係は、やはりほかの部局との連携があると相談件数が増えているというデータもあります。

相談者をどのようなところにつな

いでいるかというデータでは、福祉事務所等の生活保障担当部署がほとんどで、ほかのところとのつながり方というのがまだまだです。

任意事業を開始する自治体は増えているものの、4〜5割程度で、まだ多数とはなっていません。

相談に訪れる人は40〜50代の男性が6割近くで中高年が多く、高齢者、母子などのための既存の窓口とすみ分けた「もう一つの縦割り」にならないようにすることが大事です。

一方で、水面下で苦しんでいる人と言いましたけれども、福祉事務所を訪れたが生活保障受給にいたらなかった人が年間約40万人、失業期間2年以上の失業者が約47万人、国保の滞納者が約336万世帯など、そのあたりを予測させるこうしたいくつかの数字を見るにつけ、やはりまだ自立支援制度が十分広がっているとはいえません。

長野県では新規相談件数や、プラン作成など全国平均を越えています。この制度がいかに地域を元気にしていく条件を提供するか、今後とも尽力の中で明確に示していただけると、各地域の多くが後に続くことになるのではないかと思います。

縦割りをつなげる責任が下へ下へ投げられる傾向も

生活困窮者自立支援制度を地域全体で使いこなせないでいると、横串を刺す、雇用とつなぐといった責任が、国から自治体へ、自治体から制度を委託

された社協や病院へ、そして社協から支援員へ、下へ下へとどんどんボールが投げられていってしまいます。

既存の制度を新しい状況にあったものに変える一歩にならないといけないのに、そこに手が付けられないまま、責任が下へ投げられていく。支援員の研修内容を見ていると、これをすべて支援員にやらせるのかという話が出てきてしまいます。

たとえば、様々な支援のコーディネートする、縦割りの制度を支援員がつなげなさい、こういう人も働けるような場所は自分たちで一生懸命開発しなさい、これを就労支援員でも相談支援員でも丸投げされたらたまらないというところがあると思います。

これは地域全体でやらなければいけない話です。地域全体で取り組むことで、地域が元気になるのです。

生活困窮者自立支援制度がまず初陣をきって、新しい挑戦的な制度を作ったわけですけど、この制度を目指していくのち、社会全体がこれから変わっていく方向であります。

「地域共生社会」の提起

したがって、どうして地域共生社会なのかというと、生活困窮者自立支援制度が目指してきた方向に、高齢者、障がい者、子どもの支援も、みんな歩調を揃えましょうという流れが提起されたわけです。

厚生労働省が出した「地域共生社会

の実現に向けて」の工程表のなかでは地域共生社会はなにかを次のようにまとめています。

「制度・分野ごとの『縦割り』や「支援手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会（地域共生社会の実現に向けて）」

縦割りを越えた包括的支援で、「支援手」「受け手」を超え、支える側を支える、働く側を支援するところに足を踏み出さなければいけないということです。そのためにも絡み合った複合的な困難を縦割りを越えた包括的な支援で解決する。

結果的に地域ではみんなが複合的な困難を抱えているという意味で、まちの隅のほうで福祉関係者が一隅を照らすことも大事なんだけれども、好むと好まざるに関わらず、そうした仕事というのは、まちづくり、地域づくりそのものになる。そのことを言っているのがこの地域共生社会という議論だと私は理解しています。

これまでの福祉改革と「地域共生社会」

これまでの福祉は縦割りの制度で受け身の形で保護する制度と言いましたけれど、福祉改革の流れの中では、高

*「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程) 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が2017年2月に発表。地域共生社会の実現に向けた改革の骨格と、介護保険制度の見直し、介護・障害福祉の報酬改定、生活困窮者自立支援制度の見直しなどの工程表を取りまとめ、2020年代初頭の全面展開を目指す。

年齢・障がい・子どもそれぞれの分野で、縦割りを超えてみんなを元気にしなければいけないということは繰り返し言われてきたことです。

でも、どうしてそれがこの30年間、実を結ばなかったのかというと、これまでの福祉改革は、分野の中での包括化、縦割りの幅を広げるに留まっていたからです。

地域包括ケアでは、高齢の制度で介護と医療と生活支援と予防と居住を連携させる。障がいの分野も包括的な制度を目指す。たとえば、高齢者と障がい者と子どもが同じ場でお互いを支え合う共生型ケアも、やはり障がいの部署のなかで共生が追求されている感があります。

ここに、これから本格的に横串を刺そうと市町村レベルや小中学校区レベルでの相談支援の包括化という流れが地域共生社会で考えられています。

地域社会に困窮者自立支援をどう組み込むか

各圏域での役割、取り組みが求められるなか、三重県名張市では、第一層として地域包括、自立相談支援、健康福祉部が相互にメンバーを重ね合いながら仕事をすると同時に、第二層となる15の小中学校区のすべてに保健医療教育に対応するまちの保健室と地域づくり推進協議会を置き、困窮者の問題をキャッチして、事業に即つないで、支援を重ねています。つまり、名張市は第一層の困窮者自立支援の窓口が中心

になって、ここに高齢の話が入ってくるという形。まずここに横串を刺しこんだわけです。

ただ、これが設計図になるのか、実はそうではないんですね。厚生労働省も自治体もはっきりした青写真を示すわけではなく、皆さんの地域に一番適合する形で進めてくださいと言っています。いろんな形があつていい。ある地域は地域包括支援センターが障がいや困窮分野も支援を包括化し、市町村レベルのネットワークが横串を刺す。また、別の地域では市町村レベルの自立相談支援機関が軸になり、小・中学校区のネットワークにつながる。場合によっては子育て支援、総合支援センターが中心になつてもいいのです。

地域共生社会の圏域は、生活困窮者自立支援制度の役割をさらに押し上げる「ご当地モデル」こそが重要なのです。

民生委員・児童委員の活動は「地域共生社会」の原点

今回の生活困窮者自立支援法の改正では、関係機関がそれぞれの部局で困窮者の問題に直面したときには、つないでいかなければいけないという条文が入りました。

同時に、今年4月に施行された社会福祉法の改正には、多機関の協働による包括的支援体制の構築、さらに第二層の小中学校区レベルでの住民参加による地域づくりの取り組み、ネットワークの整備等、地域力の強化推進が条文

化されました。

法律の改正をとってみても、第二層で民生委員・児童委員を含めて住民を巻き込んでいくネットワークをつくり、地域全体で取り組まなければいけないという状況が含まれています。

縦割りをつなげる責任を支援員が押しつけられているという話をしましたけれども、民生委員・児童委員の方々にとつても同様です。専門職につなげ、縦割りをつなげと言われてきたと思いますが、複雑・複合化する世帯の課題に直面する中で、あまりにその役割は重すぎる。期待に応えようと非常に重い活動をこなしてこられた方も多いのではないのでしょうか。

民生委員・児童委員の活動の三つの原則、つまり「住民性（地域性）」「継続性」「包括性」は、そのまま生活困窮者自立支援制度をつくる際の原理に重なり、地域共生社会のめざす方向と一致しています。

住民に寄り添う民生委員をどう支え、それぞれの地域の「ご当地モデル」でどう活かすかが、ポイントして問われています。

いろんな支援の場でそれぞれ包括化を

そうした中で、事業を受託している社会福祉法人もあれば、受託していないところもある。ただそこで、ワンストップ相談窓口や地域の協議体とか、なんでも引き受ける究極の一つの窓口をつくるということではありません。

自立相談支援の窓口、地域包括支援センター、どこが中心になつてもいいのだけれども、合わせて重要なのは、いろんな支援の場がそれぞれ包括化していくということです。

大阪府社会福祉協議会の保育部会はスマイルサポーター制度をつくって、保育士が地域貢献支援員（スマイルサポーター）としてワンストップの総合生活相談を行っています。保育士さん自身が知識、知識を広げ、できる範囲で自然体で支援の幅を広げて、雇用とか生活保護などにも相談をしていく。

究極のワンストップを作る。それが地域共生社会の目的ではありません。そういうセンターをつくるけれども、一つ一つの法人がそれぞれの事業の中で役割を広げていく。これが地域共生社会の形になります。

これまで生活困窮者自立支援制度は孤軍奮闘してきました。正確には、民生委員、支援員の方も似たような役割を期待され、奮闘されてきました。こうした流れがまさに地域全体の問題として引き受ける必要があり、そこに向けた問題提起がこの地域共生社会であるということです。

*民生委員・児童委員活動の三つの原則 ①住民性……自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場にたった活動を行なう。②継続性……福祉課題の解決は時間をかけて行なうことが必要。地域を担当する民生委員・児童委員の交代があつた場合でも、前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行なう。③包括・総合性……個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その課題について、包括的、総合的な視点にたった活動を行なう。なお、活動の「7つのたはらぎ」として1. 社会調査 2. 相談 3. 情報提供 4. 連絡通報 5. 調整 6. 生活支援 7. 意見具申も民生委員・児童委員は期待されている。

これからの 生活困窮者支援について考える

登壇者

宮本 太郎氏

中央大学法学部教授
社会保障審議会生活困窮者自立支援
及び生活保護部会長

登壇者

鏑木 奈津子氏

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官

進行
長野県社会福祉協議会



進行 生活困窮者自立支援法の

改正で基本理念が条文化され、社会的孤立についても明記されました。社会保障審議会の中でも議論があったかと思いますが、そのあたりを少しお話いただけますか。

宮本 私たちには人々の困難を分別類型化する癖がついています。でも実は誰もが生活困窮に陥る可能性があり、直面する可能性がある状態です。そこから一つの法律をつくることは、非常に挑戦的だったわけです。

また、いろいろな孤立の問題がありうるので具体的にしていかなければいけない。人間の幸福というのは、所得で決まると

いうだけではなくて、やはり誰かに認め認められる関係の中に身をおけるかどうかで決まってくる。そういう意味では、所得に関係する生活保障の制度から足を踏み出し大きく広げる第一歩にはなったと思います。

鏑木 宮本先生を座長として、基本理念の考え方の重要性は、審議会の中でもご議論いただきました。「この制度はこういうものである」と明確に説明する根拠になります。そのためにはきちんと条文の中に書き込んでいくことを、まず今回の法案改正の中で目指しました。

進行 ありがとうございます。それではフロアから質問をお受けします。

行政に率先してもらいたい

フロア1 市町村の担当者は、私たち民生委員まかせで、具体的なアドバイスもない。民生委員が負担だけ負わされる。いかが思われますか。

鏑木 この制度が実効性のあるものになっていくためには、民

生委員の方々のお力が不可欠だと強く感じています。

国としてもバックアップ体制の強化を図る取り組みを進めています。国も自治体も、力に差があるのが現状だと思います。ぜひ、行政の方に「もっとがんばってください」と発破をかけていただき、厚生労働省にも率直なご意見をいただきたいと思っています。

進行 長野県各地には「まいさば」があり、専門職の支援員が配置されています。みんな一緒に地域をつくっていくという意識で、民生委員の方々にはそうした支援員の方々へも相談をつないでいただければと思います。

支援員に必要な資質とは

フロア2 支援員にはどんな資質が必要で、どうやって力をつけられたいのでしょうか。また支援員の心得はどう考えればよいのでしょうか。

宮本 社会保障審議会の部会では、現場と制度との乖離が広が

るのではという支援員さんからの声がありました。理想理念はその通りかもしれないけれど、それを本当にやろうとしたら、現場の人は倒れてしまうのではないかと。

一つの考え方として、抱えている困難を解決するツールがあれば、少しずつ状況を改善できる。すると、そこには大きな手応えがあり、やりがいがあると思うんです。今そのためのツールが手元にないことが多いのではないのでしょうか。

ことつながれば、自分の仕事が進むだろうな。この問題を変えられるだろうな。そんな自分にとって役立つツールを増やしていく。それを二つ三つとより合わせ、あちこちで支援を複数化し、重層化する。そんな自分のやりがいを高めるためのチームプレイを少しずつ広げていくというのではないかなと思います。

支援のマニュアルづくりを

フロア5 まいさばの支援員です。制度ができて3年が経ち、いろいろな知恵が集まっていると思うんです。全体像の事例はよく見られるのですけれども、それだけではなくて、一つ一つの課題に対してどんな方法が考えられるのか、知恵を集めたマ

ニアルがあれば、すごくいいのではないかなと私は思います。担当職員が替わっても次につながりやすくなり、支援員も精神的に楽になると思います。

宮本 マニアルを作ったノウハウを蓄積していくことは本当に大事だなと思います。

行政の方を含めて日本の職場は四六時中配置転換が行われています。北欧の福祉制度では一つの部署にずっといる人がいて、地域のつながりに効果を発揮しています。ですから県でも市でもボジションを固定した専門員を置いてくださいと要求するのもいいと思います。

進行 国の研修を担当されている鈴木さんはいかがお考えですか。

鈴木 全国各地の自立相談支援機関の取り組みを見学させていただく中で感じたのは、往々にして制度の取り組みだけしかない地域は行き詰まっています。制度以外の、例えば商店街とつながって働く場をつくるとか外に向かった発言や取り組みをしている地域は、そこからまた何かが生まれています。

そんな例を見聞きして共通しているのは、支援員さんは受援力を持っていることが一つ資質ではないかと思っています。

支援員さんだってやはり辛い

し、大変です。制度の中だけではうまく動けない。ですから自分一人で抱え込まずに「助けてと、どうかして、もうできないよ」とSOSを周りに対して言える、それが周囲の支援を呼び込み、どんどんつながりが広がっていくと思います。

住宅部門との連携は

フロア3 新しい住宅セーフティネット法が施行されましたが、住宅部門の理解が必要です。国の福祉部門と住宅部門はどうですか。

鈴木 今回の法改正では現行の一時生活支援事業を拡充して、シェルターを利用している方や居住に困難を抱える方であったり地域から孤立している方に対して、見守りとか生活支援を行う事業も法案の中に位置づけてあります。

宮本 たとえば増える空き家対策として家主さんが受け入れやすくする条件づくりのために、住宅部局は、もともと福祉とつながりたいと思っている現実があると思います。福祉の専門職は住宅部局や不動産業界にもっと積極的につながっていく必要があると思います。

生活保護との関係は

フロア4 生活困窮者自立支援

制度と生活保護との壁がだんだんなくなっているのではないのでしょうか。いかがお考えですか。

宮本 生活保護法の第一条は、「自立を助長する」と書いてあり、本来ならば、就労、生活両面にわたる自立を支えていく制度だということを知らせていく必要があります。「働けるのに生活保護を受給している」と言われる。そうした困難を抱えている方が実はほとんどだということを共有していく必要があります。就労や地域社会への参加という方向に、もつと間口を広げることが大切です。

一方でこれまで生活保護を受給していなかったような低所得者層の人々も住宅補助制度だけを使える仕組みにするとか、新しく住宅手当のような制度などつくるといった方向転換が必要だろうと思います。

双方に支援になる住宅と、就労に困難を抱えた人を受け入れることができる新しい職場探し、職場づくりという就労、この二つの面で、双方に等しく支援を広げていくことがポイントだと思います。

ひきこもりの方への対応は

フロア4 民生委員です。現実のところ引きこもりの方をどう対応したらいいのかわからな

い。アドバイスをお願いします。

鈴木 明確な答えはないのですが、何回も自宅を訪問してねばり強く関わり続けたとか、地域の中で参加する場をたくさん作り、そこから少しずつステップアップしていったという話が聞かれることが多いです。ご自身もいろいろな方に「どうしたのかな」と巻き込んでいっていただけると解決策が出てくるのではないかなと思います。

進行 まいさぼでも同様で、相談にのることだけでなくでも大切なことかなと思います。

女性の貧困を解決するには

フロア6 まいさぼの支援員です。相談を受けていると、女性の貧困を強く感じています。相談者はあきらめていたりする。キャリア教育や資格取得の機会の提供などをしないと、根本的な解決はできないのではないかなと思っています。

宮本 こんなに一人親世帯が働いている国というのは他にない。やはり一つは住宅とか子どもの手当、児童養護手当が本当に欠落していることについては、国の責任だと思います。

すぐに今でも働ける場を提供できるように、国の責任と合わせて、地域でその受け皿をつくっていくことが大事だと思います。

す。
進行最後にお二方からメッセージをお願いします。

鈴木 長野県内においてこういった機会がどんどん増えていくことや、生まれたつながりをもっと発展させていくことによって、生活困窮者支援という枠を超えて、地域そのものが元氣になっていくということ、困窮者制度というかたちでも支援の関わりを超えて、「地域共生社会」の実現に向けて、大きな一歩になるのではないかなと思っています。

宮本 日本で人口数における自殺数が一番少ない徳島県海部町に移り住んだ方が『生き心地の良い町』という本を出しています。ここでこの町では「病いはいちいせ」と言われている。病いでもなんでも大ごとにならないうちに早めに訴えれば、周りが助けてくれるということだと思います。

それは実はみんなが弱音を吐くだけではない。そこでみんなが話し合っしんどさを隠さないういところ強い町になっていくのです。みんなが病いを市に出せるような地域、長野県にしてください。

進行 本日はどうもありがとうございました。

セミナーを振り返って

参加者の声



社会保障の捉え方について、生活の変化の中からできた制度という説明がわかりやすく、理解できました。

支援していく中で課題はたくさんあります。

引きこもりの方への対応には苦慮しています。まず「所得制限の期間が1年」を変えていかないと支援になりません。親からの相談が多く、本人でないのでプラン作成が進みません。親に対する支援と、本人との付き合い方について支援員が学ぶ必要性を感じます。

行政は異動があると話にありましたが、社協も異動があります。ノウハウをどう引き継いでいくかは課題です。行政との付き合い方や、行政側の対応も大事。お互いに助け合っていないといけないと感じています。

制度の狭間の方に対して、まいさぼとしてどこまで関わっていいのか悩むことが多いです。

鍋木さんのおっしゃるように、私たちもSOSを出せるようにしていきたいですね。

まいさぼ上田
主任相談支援員
細川裕夫さん



第二のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度は、周りの方になかなか理解してもらいにくい制度でした。今回、理念や定義が明確化されたことにより、理解してもらいやすくなったと思います。

また、支援会議について、本人の同意が得られなくても開催ができることが確認できてよかったです。法律の裏付けがあることで動きやすくなり、話を聞かせていただき、とてもすっきりしました。

支援会議と支援調整会議が開催されるということは、統計への反映がどうなるのかが気になるところです。

諏訪市役所
まいさぼ諏訪
主任相談支援員
宮坂千実さん



関係者の調整役として、いかに橋渡しをしていけるのか模索しています。ポジションが違う方たちがこれほど大勢集まる機会はなかなかないので、良い機会だったと思います。

今回、ご意見にもありましたが、困窮者支援の最前線で動いてくださっている民生委員さんのフォローもしっかり行っていきたいと改めて感じました。

諏訪市役所
まいさぼ諏訪
相談支援員
山田留美名さん



小さい地域では、行政に知り合いがいたりして、相談者が「誰にも言わないでほしい」というケースが多々あります。しかし、実際は緊迫した状況が多く、関係者とどう情報共有していくか課題でした。

今回の改正の支援会議では、本人の同意がなくても、関係者間で躊躇なく情報共有ができるようになり、支援がしやすくなることに大変うれしく思います。

生活困窮者自立支援制度は、町村によっては生活保護のプラスアルファの制度程度しか思われておらず、まいさぼが連携のキーとなることも伝わっていません。今回、条文ができ、首長に向けての通知があることで、他機関との連携ツールとしての活用が期待できます。教育関係とも連携をしたいのですが、国から通知があると、真剣に考えてくれることが多いので、その効果は大きいと思います。

生活困窮者自立支援制度は、町村によっては生活保護のプラスアルファの制度程度しか思われておらず、まいさぼが連携のキーとなることも伝わっていません。今回、条文ができ、首長に向けての通知があることで、他機関との連携ツールとしての活用が期待できます。教育関係とも連携をしたいのですが、国から通知があると、真剣に考えてくれることが多いので、その効果は大きいと思います。

今後は関係機関との温度差を合わせいくことが課題です。

2018年7月発行

編集・発行
社会福祉法人長野県社会福祉協議会

〒380-0928 長野市若里7-1-7
長野県社会福祉総合センター内
TEL. 026-226-2035 FAX. 026-291-5180
<http://www.nsyakyo.or.jp/>